

# 岐阜県防災モニターの活用に関する協定書

岐阜県内における公共土木施設等の損傷や危険個所の情報を迅速に収集、通報し事故を未然に防止するため、岐阜県基盤整備部建設管理局长(以下、「甲」という。)、都市整備局长(以下「乙」という。)と財団法人岐阜県建設技術センター理事長(以下、「丙」という。)は、岐阜県防災モニター(以下「防災モニター」という。)の活用について次のとおり協定を締結する。

(協定の目的)

第1条 甲及び乙は、管理する公共土木施設の損傷や危険個所の情報収集、通報活動を、円滑かつ効率的に実施するため、財団法人岐阜県建設技術センターに登録した防災モニターを活用する。

(活用の方法)

第2条 防災モニターの活用については、「岐阜県防災モニター設置要綱」第6条に基づき、平常時は自主的にモニター活動を行い、災害時には施設管理者からの要請に従い、可能な範囲で活動を行うこととする。

(その他)

第3条 この協定書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲、乙、丙協議して定めるものとする。

この協定を証するため本書を3通作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ各一通を保有する。

平成12年 3月28日

甲 岐阜市藪田南2丁目1番1号  
岐阜県基盤整備部  
建設管理局长 小島 秀俊

乙 岐阜市藪田南2丁目1番1号  
岐阜県基盤整備部  
都市整備局长 大塚 明和

丙 岐阜市藪田南5丁目14番5号  
財団法人岐阜県建設技術センター  
理事長 林 喬

